

千葉市とJFEスチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）との 包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とJFEスチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、双方の資源、ノウハウを有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）防災及び災害対策に関すること。
 - （2）環境保全に関すること。
 - （3）地域経済の活性化に関すること。
 - （4）子ども・若者の育成に関すること。
 - （5）スポーツの振興に関すること。
 - （6）市民生活の向上に資すること。
 - （7）その他、本協定の目的達成に資すること。
- 2 甲及び乙は前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。
- 4 連携事項の具体的な内容については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、並びに乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の機密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、両者のいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県千葉市中央区川崎町1番地
JFEスチール株式会社
専務執行役員
東日本製鉄所長 須田 守